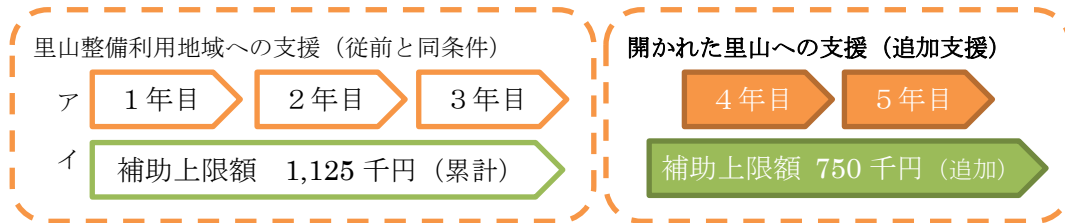


開かれた里山の整備・利用推進事業（第4期森林税事業）について

1 事業内容

里山整備利用地域に認定された地域の活動（調査・計画策定、研修会の開催等）や資機材の購入等を支援する。また、より多くの県民が、気軽に、里山に親しめるように取り組む地域を「開かれた里山」として承認し、それらの地域には支援年数及び補助上限額を追加する。



事業区分	補助率
(1) 県民協働による里山の整備・利用事業	
ア 里山整備利用地域活動推進事業 県民が広く親しめる「開かれた里山」の仕組みづくり（研修会の開催等）及び整備・利活用に向けた合意形成（森林所有者の同意取得）への支援	10/10
イ 里山資源利活用促進事業 里山の自立的な整備・利活用に向けた条件整備（チェーンソー、薪割機等の物品購入など）	3/4

2 補助事業実施手順

- (1) 開かれた里山の整備・利用計画書及び整備・利用事業計画書の提出（市町村経由）
（事務処理要領第3及び実施要領第4）
- (2) みんなで支える森林づくり地域会議での意見聴取（事務処理要領第3第2項）
- (3) 整備・利用計画の承認及び承認の通知
（事務処理要領第3第3、4項）
- (4) 整備・利用事業計画の協議（局長→部長）
（実施要領第4第3項）
- (5) 整備・利用事業計画への同意及び補助金額の内示（部長→局長）
（実施要領第3第4項及び同第5第1項）
- (6) 補助金額の内示（局長→補助事業者）
（事務処理要領第5第2項）
- (7) 補助金交付申請及び交付決定（補助事業者→局長→補助事業者）
（実施要領第6）
- (8) 事業の実施（実施要領第8による早期着手協議は、整備・利用事業計画書提出後に可能）

